

## 都市計画法第34条第2号 観光資源の有効な利用上必要な建築物の許可基準について

- 市街化調整区域は市街化を抑制する地域として建築物の建築等が制限されていますが、観光資源（※1）の有効な利用上必要な建築物（※2）は、許可を取得すれば建築が可能です。
- 犬山市では、観光資源の有効な利用上必要な建築物の許可基準として次のような事項を定めて運用しています。

（※1）観光資源とは…

- ①犬山城、木曾川うかい、木曾川、博物館明治村、野外民族博物館リトルワールド、日本モンキーパーク、その他犬山市観光戦略に掲げる市内の観光資源
- ②その他犬山市内の自然、歴史、伝統、文化、産業等の観光振興に資する資源

**許可を受けることで、下記の対象区域内の土地で対象用途の建築物が建築できます。**

※ 許可を受けるためには、基準で定める各要件を満たし、他法令（農地法や自然公園法など）の許認可が必要な場合はそれらの許認可を受けられることが必要です。

### 【許可対象の区域】

<以下の区域内の土地>

- 飛騨木曾川国定公園区域と周囲 300m以内
- 市街化区域から 1 km以上離れた区域

または

<以下の路線に面する土地>

- 国道、主要地方道
- 整備済みの都市計画道路

### 【許可対象用途】

（※2）

以下の用途が許可の対象です。

- ① 観光資源の活用または観光価値を維持するために必要な施設
- ② 観光客のための宿泊施設
- ③ 観光客のための休憩施設
- ④ 上記に附属する施設（一部の除外用途を除くすべての用途）※面積制限等の条件があります。

※ 具体的な対象区域と対象用途は裏面参照。

### 犬山市役所本庁舎 2階 都市計画課（建築・景観担当）

電話：0568-44-0331  
FAX：0568-44-0366  
Mail：080100@city.inuyama.lg.jp  
URL：https://www.city.inuyama.aichi.jp

犬山市ホームページ

QRコード



